

宗教法人 本郷台キリスト教会 規則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であって「宗教法人 本郷台キリスト教会」(以下「この法人」という。)という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市栄区飯島町 2441 番地 10 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、聖書に基づき、主イエス・キリストの福音を宣教し、信徒の信仰向上をはかり、礼拝及び聖礼典を行うことを目的とし、その目的を達成するために必要な業務及び事業を行う。

(会員)

第4条 この法人の信仰箇条を信奉する者で、この法人の事務所備付の会員名簿に登載されている者をこの法人の会員とする。

2 この法人の会員は各々、相互の信仰向上をはかり、協力してこの法人の目的を達成するために構成する小グループ(以下「牧会ファミリー」という。)に所属する。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、週報に1回掲載し、事務所の掲示場に7日間掲示して行う。

第2章 役 員

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第6条 この法人に8人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第7条 代表役員には、責任役員会において定数の3分の2以上及び代議員総会において出席者の3分の2以上の信任を得たこの法人の主任牧師の職にある者を充てる。

2 代表役員以外の責任役員は、成人の会員の中から代議員総会の議決により指名された者の互選により選任する。

3 前項に規定する代議員総会の議決の有効期間は2年間とする。

4 責任役員のうちには、責任役員のいずれか1人と親族その他特殊な関係がある者の合計数が、責任役員定数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第8条 代表役員の任期は、主任牧師の在任期間中とする。

2 代表役員以外の責任役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、連続して4年を限度とする。

3 代表役員及び責任役員は、その任期が終了した後でも、後任者又は代務者が就任するときまで、なおその職務を行う。

(代表役員の職務権限)

第9条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

第2節 責任役員会

(職務権限)

第10条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務について決定する。

- (1) 前年度の業務報告及び決算の承認並びに歳計剰余金の処置
- (2) 次年度の業務計画の策定及び予算の編成
- (3) 特別財産及び基本財産の設定又は変更
- (4) 不動産及び重要な動産に係わる取得、処分、担保の提供及びこれらに準ずる重要な行為
- (5) 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
- (6) 境内地の模様替え及び用途変更等
- (7) 借入、保証その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事業の運営
- (9) 規則変更並びに細則の制定及び改廃
- (10) 合併並びに解散及び残余財産の処分
- (11) その他この規則に定める事項
- (12) その他責任役員会が必要と認める事項

(招集及び議事)

第11条 責任役員会は、代表役員が招集する。但し、責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は速やかにこれを招集しなければならない。

- 2 責任役員会は、定数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、責任役員会の定数の過半数で決するものとし、その議決権は各々平等とする。
- 4 責任役員会の議長は、その責任役員会に出席した責任役員の互選によって選任する。
- 5 責任役員会の議事については議事録を作成し、出席した責任役員全員がこれに署名捺印する。

第3節 代務者

(置くべき場合)

第12条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- (1) 代表役員又は責任役員が、死亡、辞任、解任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
- (2) 代表役員又は責任役員が、病気、旅行その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第13条 代表役員の代務者は、代表役員以外の牧師及び責任役員の互選により選任する。

- 2 代表役員以外の責任役員の代務者は、第7条第2項の規定により指名された者のうち現に責任役員でない者の中から責任役員会において選任する。その中に責任役員の資格を有する者がいないときは、成人の会員の中から責任役員会において選任する。
- 3 第7条第4項の規定は、代務者について準用する。この場合において、この規定中「責任役員」とあるのは「責任役員及び責任役員の代務者」と読み替える。

(職務権限)

第14条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わって、その職務の全部を行う。

2 代務者は、その置くべき事由が止んだときは、当然その職を退く。

第4節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第15条 代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。
この場合においては、代表役員以外の牧師及び責任役員の互選により、仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員又はその代務者は、その責任役員又はその代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、議決権を有しない責任役員又はその代務者の員数だけ仮責任役員を選定しなければならない。この場合における仮責任役員の選定については、第13条第2項の規定を準用する。

(職務権限)

第16条 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

第5節 監事及び外部監事

(員数及び職務権限)

第17条 この法人に3人の監事を置く。

2 監事は、この規則に定める職務を行うほか、この法人の業務の執行状況及び財産状況を監査し、責任役員会及び代議員総会に報告する。

(資格及び選任)

第18条 監事は、成人の会員の中から代議員総会において、会計年度毎に選出する。但し、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定は、監事について準用する。この場合において、この規定中「後任者又は代務者」とあるのは「後任者」と読み替える。

3 監事には、責任役員及びその親族その他責任役員のいずれか1人と特殊な関係がある者並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(補選)

第19条 監事が、死亡、辞任、解任その他の事由によって欠けた場合には、当該監事が選出された際に次点以下の票を得た者を順次繰り上げて監事に選任する。

(外部監事)

第20条 この法人に2名以内の外部監事を置くことができる。

(外部監事の資格並びに選任及び解任)

第21条 外部監事は、現に弁護士、公認会計士又は税理士の職にある者でこの法人の会員以外の者から、代議員総会の議決を経て代表役員が任命する。

2 外部監事を解任するときは、代議員総会の議決を経なければならない。

(外部監事の職務権限)

第 22 条 外部監事は、この法人の業務の執行状況及び財産状況を監査し、必要に応じて責任役員会及び代議員総会に報告する。

第 6 節 役員の解任

(代表役員の解任)

第 23 条 代表役員が次の各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の 3 分の 2 以上の議決及び代議員総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を経て当該代表役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- (2) 職務上の義務に明らかに違反した場合又は職務を著しく怠った場合
- (3) 代表役員たるにふさわしくない行為があった場合

(責任役員及び監事の解任)

第 24 条 代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の 3 分の 2 以上の議決及び代議員総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を経て、代表役員は当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第 3 号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替える。

- 2 前項の規定は、監事の解任について準用する。

(代務者の解任)

第 25 条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前 2 条の規定を準用する。

第 3 章 信徒代議員及び代議員総会

第 1 節 信徒代議員

(定数)

第 26 条 この法人に 50 人の信徒代議員を置く。

(資格及び選出)

第 27 条 信徒代議員は、牧会ファミリーの代表者(以下「ファミリー牧者」という。)によって構成されるファミリー牧者会において、ファミリー牧者を 1 年以上務めている会員の中から選出する。

- 2 信徒代議員の改選があったときは、その後の最初の代議員総会の 7 日前までに選出された信徒代議員の氏名を公告しなければならない。

(任期及び改選)

第 28 条 信徒代議員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 信徒代議員は、1 年毎に定数の半数ずつ改選する。

(補欠信徒代議員)

第 29 条 信徒代議員を改選する際に、改選されない信徒代議員に欠員がある場合には、併せてその欠員の員数分の補欠信徒代議員を選出する。補欠信徒代議員の選出については、第 27 条の規定を準用する。

- 2 補欠信徒代議員の任期は、本来の任期の残期間とする。

(定数の例外)

第30条 信徒代議員の定数は、第26条の規定に関わらず、ファミリー牧者の総人数が16人以下の場合にはその人数、17人以上50人以下の場合には16人、51人以上100人以下の場合には30人とする。

第2節 代議員総会

(構成及び権限)

第31条 代議員総会は、信徒代議員及びこの法人の牧師で組織し、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 前年度の業務報告及び決算の承認
- (2) 次年度の業務計画及び予算に関する事項
- (3) その他この規則に定める事項
- (4) その他重要な事項として責任役員会又は監事若しくは信徒代議員から提出された事項

(種類及び定期代議員総会の開催時期)

第32条 代議員総会は、定期代議員総会及び臨時代議員総会とし、代表役員が招集する。

- 2 定期代議員総会は、毎年2回開催する。

(臨時代議員総会)

第33条 責任役員会において臨時代議員総会の開催の必要を議決したとき又は信徒代議員の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して臨時代議員総会の開催の請求があったときは、代表役員は、これを招集しなければならない。

(議事)

第34条 代議員総会は、信徒代議員及び牧師の総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 あらかじめ通知された議案について書面で当該議案に対する賛否の意思表示をした信徒代議員及び牧師は、当該議案の審議及び議決については、代議員総会に出席したものとみなす。
- 3 代議員総会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決するものとし、その議決権は各々平等とする。
- 4 代議員総会の議長は出席者の互選により選出し、書記は議長が会員の中から選任する。
- 5 代議員総会の議事については議事録を作成し、代表役員、議長及び書記並びに出席した信徒代議員2名以上がこれに署名捺印する。

第4章 財 務

(財産の区分)

第35条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

- 2 基本財産は、次の財産について設定する。
 - (1) 土地、建物その他の不動産
 - (2) 公債、社債その他の有価証券
 - (3) 長期保存の目的で積み立てた財産
 - (4) 基本財産として指定された献金
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産、財産から生ずる果実、献金その他の収入とする。

(基本財産の設定及び変更)

第36条 基本財産の設定又は変更をしようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

(基本財産の管理)

第37条 基本財産たる現金は、普通財産と区別して、代表役員が適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第38条 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会において出席者の3分の2以上の議決を経て、その行為の少なくとも1月前に会員その他利害関係人に対して、その要旨を示し、その旨を公告しなければならない。但し、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものである場合又は軽微なものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係わるものである場合であつて、責任役員会の承認を得たときは、公告することを要しない。

(1) 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

(2) 借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証その他新たな義務の負担又は権利の放棄をすること。

(3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。

(4) 境内地の著しい模様替えをすること。

(5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的のために供すること。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

2 責任役員及び監事は、その地位のみに基づいて報酬を受けることができない。但し、責任役員が職員として給与を受ける場合はこの限りではない。

(予算の編成)

第40条 予算は、毎会計年度開始1月前までに、科目に区分して各々の歳入の性質及び歳出の目的を明示して編成し、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、責任役員会の議決を経なければならない。

(補正予算)

第42条 予算編成後にやむを得ない事由が生じたときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会の議決を経て補正予算を編成することができる。

(特別会計の設定)

第43条 特別の必要があるときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(決算の作成)

第44条 決算に当たっては、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を毎会計年度終了後3月以内に作成し、監事の監査を受けた上、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会の議決を経なければならない。

(歳計剰余金の処置)

第45条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れる。但し、責任役員会及び代議員総会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第5章 事業

(公益事業以外の事業)

第47条 この法人は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 不動産貸付業

事務所所在地 横浜市栄区飯島町2441番地10

貸付不動産住所 横浜市栄区飯島町2441番地10及び横浜市栄区野七里37番10号

(2) 物品販売業

事務所所在地 横浜市栄区飯島町2441番地10

販売物品 書籍及びカード、CD及びDVD、その他の独自製作品等

(運営)

第48条 前条に掲げる事業は、別に定める収益事業運営規程に基づいて管理運営する。

2 収益事業運営規程を変更しようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会の議決を経なければならない。

(会計)

第49条 第47条の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。

2 第47条の事業によって生じた収益は、この法人又はこの法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

第6章 補則

(規則の変更)

第50条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会において出席者の3分の2以上の議決を経た上、所轄庁の認証を受けなければならない。

(合併又は解散)

第51条 この法人が合併又は解散しようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会において出席者の3分の2以上の議決を経た上、所轄庁の認証を受けなければならない。

- 2 この法人が解散したときは、その残余財産は、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会において出席者の3分の2以上の議決により選定した他の宗教法人たるキリスト教会又はその他の公益法人若しくは国又は地方公共団体に帰属する。

(備付書類及び帳簿)

第52条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けるものとする。

- (1) この法人の規則及び認証書並びに細則
- (2) 役員名簿
- (3) 収支予算書
- (4) 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表
- (5) 責任役員会及び代議員総会の議事録
- (6) 事務処理簿
- (7) 会員名簿
- (8) 事業に関する書類

(施行細則)

第53条 この規則の施行に関する細則は、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び代議員総会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規則は、設立の登記をした日から（昭和57年5月28日）から施行する。
- 2 この規則の施行当初の代表役員及び責任役員は、次のとおりとする。

代表役員	池田 博
責任役員	伊藤 安和
責任役員	木島 正敏
責任役員	小林 久子
責任役員	月井 博
責任役員	長沼 浩一
責任役員	森 登
責任役員	吉村 喜彦

附 則

この規則の変更は、神奈川県知事の認証書の交付を受けた日（平成12年12月28日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、神奈川県知事の認証書の交付を受けた日（平成17年3月30日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、神奈川県知事の認証書の交付を受けた日（平成21年11月12日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、神奈川県知事の認証書の交付を受けた日（平成25年4月24日）から施行する。

附 則

- 1 この規則の変更は、神奈川県知事の認証書の交付を受けた日（平成 27 年 12 月 28 日）から施行する。
- 2 この変更された規則の施行当初の信徒代議員のうち半数は、第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、その任期を 1 年とする。これに該当する信徒代議員は、この規則の施行後最初の代議員総会で特定する。

附 則

この規則の変更は、神奈川県知事の認証書の交付を受けた日（平成 29 年 5 月 8 日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 31 年 1 月 10 日）から施行する。